

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行情）諮問第256号）

答申日：平成30年2月28日（平成29年度（行情）答申第485号）

事件名：特定の課徴金納付命令に係る勧告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部又は全部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月12日付け証監委第93号により証券取引等監視委員会事務局長（以下「証券取引等監視委員会事務局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書（「審査の申請」）及び補正書の記載によると、以下のとおりである。

法の趣旨を逸脱した決定であり、法の適切な運用を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が諮問庁を名宛人として行った（正確には処分庁は証券取引等監視委員会事務局長である。）平成28年12月6日付け行政文書開示請求（同年12月13日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、平成29年1月12日付け行政文書開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書（いずれも証監委第93号）において本件開示請求に係る行政文書の一部を不開示とした処分（原処分）については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、「特定法人Aが特定期間に特定法人B（株）を相場操縦した事案にかかり課徴金勧告書（添付書類を含む）及び勧告書を発するに至った調査報告書（類する書類を含む）」（以下「本件請求文書」という。）である。

2 原処分について

（1）原処分は、本件開示請求に関し、別紙に掲げる本件対象文書を特定した上で、文書1についてはその一部を開示する旨の決定を行い、文書2

についてはその全部を不開示とする旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は、次のとおりである。

ア 文書1(勧告書)について

不開示とした部分は、勧告対象者に従事していたトレーダー個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当する。

イ 文書2(調査報告書)について

(ア) 当該文書は、任意の取引調査で得た情報並びに調査手法及び調査の過程における当局の判断等の情報を含むものである。当該内容を開示した場合には、今後の調査対象者への任意の調査に協力を得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるほか、調査手法が明らかにされることで課徴金逃れのための不当な行為を誘発するなど、取引調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号イに該当する。

(イ) 当該文書には、個人に関する情報が含まれており、これは、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを開示した場合、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号に該当する。

(ウ) 当該文書には、法人情報が含まれており、これを開示した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

(エ) これらの記載された情報は互いに密接に関係しており、全体として一つのまとまった内容をなすものであって、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことはできず、法6条1項の規定に基づいて部分開示をすべきものとは認められないことから、全部不開示とした。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

文書2(調査報告書)は、証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)が内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を求める勧告を発出するか否かを審議するために、委員会事務局(取引調査課)が、委員会の審議を経る前の調査結果及び検討状況を取りまとめた文書である。

そして、文書1(勧告書)は、委員会による上記審議の結果として、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を求める旨及びその理由を記載した文書である。

(2) 本件対象文書の不開示事由該当性について

ア 文書1(勧告書)について

当該文書のうち、不開示とした部分には、勧告対象者である特定法人Aに従事していたトレーダーの氏名、役職名及び当該役職の所掌事務に関する情報が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当する。

イ 文書2（調査報告書）について

（ア）当該文書には、報告事項の項目名、調査方法、調査事実、収集証拠等に関する情報が具体的に記載されており、任意の取引調査で得た情報並びに調査手法及び調査の過程における当局の判断等の情報が含まれているものと認められる。これを開示した場合、具体的な調査内容が公表されることを憂慮して、今後、任意調査に対する調査対象者等の協力を得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるおそれがあるほか、調査手法や調査の着眼点が明らかにされることで課徴金逃れのための不当な行為を誘発するなど、取引調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号イに該当する。

（イ）また、当該文書には、勧告対象者である特定法人Aに従事していたトレーダーの氏名、役職名及び当該役職の所掌事務に関する情報等が含まれており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、これを開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号に該当することも明らかである。

（ウ）さらに、当該文書には、勧告対象者である特定法人Aにおける、株式の注文・管理・損益の状況、人事管理の状況、監督官庁とのやり取りの状況等、法人に関する情報も含まれているので、これを開示した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当することも明らかである。

（エ）そして、当該文書に記載された情報は互いに密接に関係しており、また、各情報は全体として一つのまとまった内容をなすものであって、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことは困難であり、法6条1項の規定に基づいて部分開示をすべきものとは認められない。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 平成30年2月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「特定法人Aが特定期間に特定法人B（株）を相場操縦した事案にかかり課徴金勧告書（添付書類を含む）及び勧告書を発するに至った調査報告書（類する書類を含む）」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1につき、その一部を、法5条1号に該当するとして不開示とし、文書2につき、同条1号、2号イ及び6号イに該当するとしてその全部（以下、文書1の不開示部分と併せて「本件不開示部分」という。）を不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

文書1は、特定年月日付けで、委員会委員長が内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、特定法人Aへの課徴金納付命令の発出を求めた勧告書であり、文書2は、特定法人Aが特定法人B株式を相場操縦した事件につき、委員会が、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して特定法人Aへの課徴金納付命令の発出を求める勧告をするか否かを審議するために、委員会事務局が当該事件に係る取引調査の結果等を取りまとめた調査報告書であると認められる。

(1) 文書1について

文書1の不開示部分には、特定法人Aのトレーディング業務等に従事していた者（以下「本件トレーダー」という。）の氏名、役職及び当該役職の所掌事務に関する情報が記載されていると認められ、これらの情報は、法5条1号本文前段に規定する情報に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当すると認められるべき事情は存しない。

また、氏名は個人識別情報であることから法6条2項による部分開示の余地はなく、本件トレーダーの役職及び当該役職の所掌事務については、当該部分を公にすると、知人等関係者であれば個人の特定が可能と

なり、本件トレーダーの権利利益を害するおそれがないとは認められず、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

文書2には、当該事件についての調査方法や調査の結果等が具体的に記録されていることが認められ、これを公にした場合、今後、同種の調査において、調査結果を公表されることを憂慮され、任意調査に対する調査対象者等の協力を得られなくなるなど、正確な事実の把握が困難になるおそれがあるほか、調査当局の具体的な調査手法等が明らかにされることで、課徴金逃れのための不当な行為を誘発するおそれがあることも否定できない。

そうすると、これらを公にすると、委員会事務局の調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、法5条6号イに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とし、文書2につき、同条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、文書1について不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、妥当であり、文書2については、同条6号イに該当すると認められるので、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

本件対象文書

文書1 勧告書（特定年月日付：特定法人Aによる特定法人B株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令に係るもの）

文書2 特定法人Aによる特定法人B株式に係る相場操縦に対する調査報告書